二八〇　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件の一部を改正する件　四　三
二八一　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件　四　190　五三
二八二　特定国外派遣組織を指定する件　五　一
二八三　高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件　五　191　六
二八四　構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件　一一　195　一五
二八五　特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件　一一　195　一六
二八六　特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件　一一　195　二二
二八七　無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件　一一　195　二六
二八八　簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件の一部を改正する件　一一　195　二七
二八九　構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件　一一　195　二八
二九〇　三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の一部を改正する件　一一　195　二九
二九一　別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件の一部を改正する件　一一　195　二九
二九二　九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件　一一　195　三〇
二九三　デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにPHSの陸上移動局が使用できない電波の周波数を定める件の一部を改正する件　一一　195　三〇
二九四　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件　一一　195　三三
二九五　端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件　一一　195　三五
二九六　周波数割当計画の一部を変更する件　一一　195　四〇
二九七　電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　一四　一
二九八　無線機器型式検定に合格した機器の件　一九　二
二九九　海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件　一九　201　一
三〇〇　特定国外派遣組織を指定する件　二二　四
三〇一　特別とん譲与税法第一条第一項の市町村を指定する等の件の一部を改正する件　二二　204　六二
三〇二　特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による平成二十九年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件　二二　204　六二
三〇三　政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件　二二　206　一
三〇四　政党助成法の規定による政党の解散等に係る政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件　二二　206　六九
三〇五　政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書等の提出があったので要旨を公表する件　二二　206　六〇
三〇六　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　二五　207　七
三〇七　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　二五　207　八
三〇八　無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件の一部を改正する件　二五　207　一八
三〇九　人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣が不合理であると認める場合の電波の強度の値を定める件　二五　207　一九
三一〇　コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信の無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件　二六　208　九